

号外 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

【令和元年台風第19号関係】 半壊の被害を受けられた方へ

令和元年台風第19号により、居住する住宅に半壊の被害を受けた世帯に対し、支援金を支給いたします。申請の受付は**令和2年1月6日（月）**より開始いたします。対象の世帯には、12月中に申請書類を郵送いたしますので申請の際にお持ちください。

● 山田町被災者生活再建支援金

対象世帯

山田町内で被災し、住宅が**半壊**した世帯（※申請者は、被災世帯の「世帯主」です。）

必要書類

申請用紙(12月中に郵送します)、り災証明書（原本）、預金通帳の写し、印鑑

支給額

半 壊
20万円（15万円）

※（ ）は単数世帯の金額

受付開始日

相談・提出書類チェックのみ：令和元年12月16日（月）～12月27日（金）

申請受付：令和2年1月6日（月）から

申請窓口

受付日	受付場所	受付時間
1月6日（月）～8日（水）	山田町役場 復興企画課（庁舎内3階）	午前8時30分～午後5時15分
1月9日（木）	田の浜コミュニティセンター	午前10時～午後3時
1月10日（金）	旧タブの木荘仮設住宅 談話室	午前9時～午前11時30分
	大浦漁村センター	午後1時30分～午後4時
1月12日（日）	田の浜コミュニティセンター	午前9時～午前11時30分
	旧タブの木荘仮設住宅 談話室	午後1時30分～午後4時
1月14日（火）以降	山田町役場 復興企画課（庁舎内3階）	午前8時30分～午後5時15分

【令和元年台風第19号関係】 住宅再建支援事業補助金の受付開始について

令和元年台風第19号により、居住する住宅に被害を受けた世帯に対し、再建方法に応じて補助金を支給します。申請の受付は**令和2年1月6日（月）**より開始いたします。（※この補助金は工事が終了し、支払いも完了してからの申請となります。）なお、令和元年12月中も書類のチェックや相談等は受け付けておりますのでご利用ください。

● 山田町被災者住宅再建支援事業補助金

対象世帯 山田町内で被災し、居住していた住宅に対し、り災証明が発行されている世帯
（※申請者は、被災世帯の「世帯主」です。）

支給額 ※（ ）は単数世帯の金額

り災程度	再建方法	補助額（※上限額）	備考
全壊	新築・購入	100万円（75万円）	
	補修	100万円（75万円）	
大規模半壊	新築・購入	100万円（75万円）	
	補修	100万円（75万円）	
半壊	補修	100万円（75万円）	
一部損壊	補修	20万円（15万円）	
	賃貸	10万円	※賃貸住宅で被災をした方が対象

必要書類 工事請負契約書（購入の方は売買契約書）、写真（着工前・着工後）、通帳の写し、印鑑、検査済証（建築の方のみ）
見積書等工事内容がわかるもの、領収書または支払いが完了していることがわかるもの

受付開始日 相談・提出書類チェックのみ：令和元年12月16日（月）～12月27日（金）
申請受付：令和2年1月6日（月）から

申請窓口 ※この補助金は工事終了、支払い完了後の申請となります。
かわら版1ページ記載の山田町被災者生活再建支援金と同日程で受付しますので、1ページ目をご確認ください。

注意事項

- この補助金は上限額となっております。経費（建設費または補修費）から加算支援金（被災者生活再建支援金）と応急修理制度（災害救助法）を差し引いた額が上限額に満たない場合は、その額がこの補助金の支給額になります。

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、373、374）